

不法投棄は 犯罪です!!

不法投棄を なくしましょう!!

不法投棄に
対する法律
罰則

廃棄物の処理及び清掃に
関する法律
5年以下の懲役もしくは
1000万円以下の
罰金に処し、
又は両方を科す。



これが筑後市の現状です。

市内における不法投棄の状況の一部です。

ごみ処理は、ひとりひとりのモラルが問われます。
適正な処理をお願いします。

筑後市役所 市民生活部 かんきょう課 リサイクル推進担当 TEL 0942-53-4120